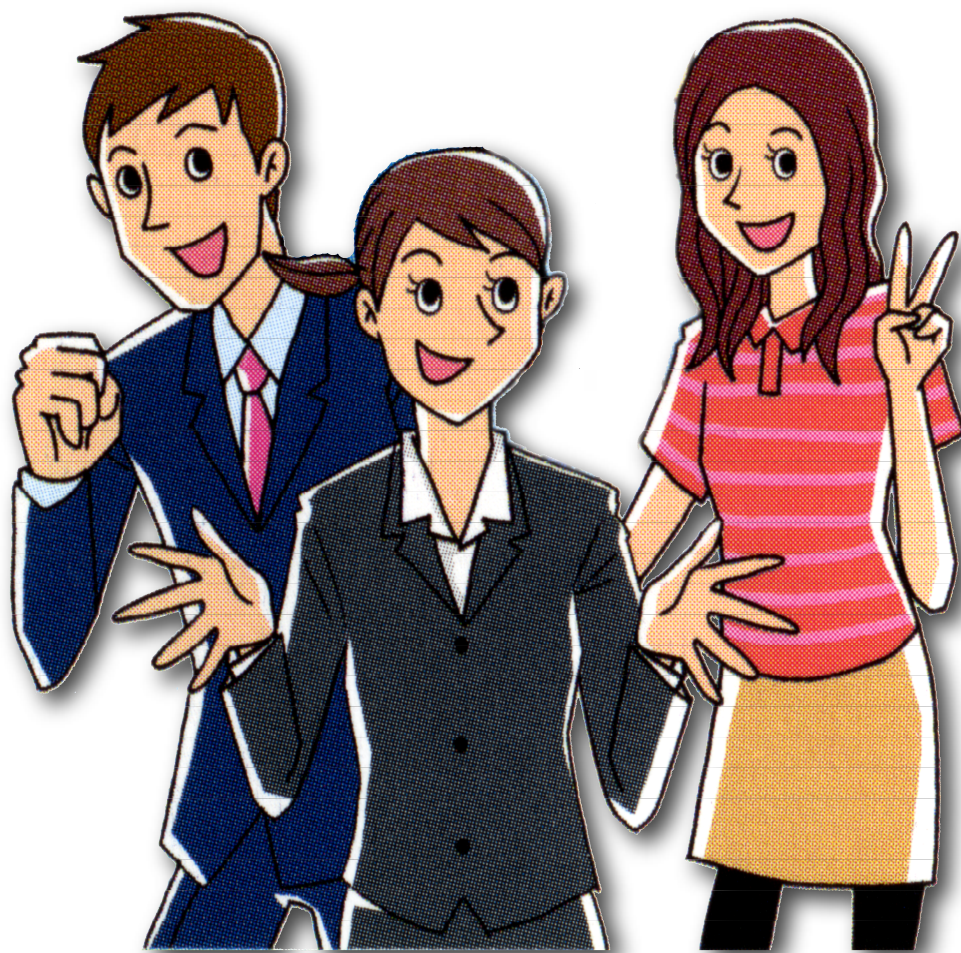


りんりんパンフ

—臨時教職員の賃金と権利—

2013年度版



青森高教組

学校でがんばっている臨時教職員のみなさんへ

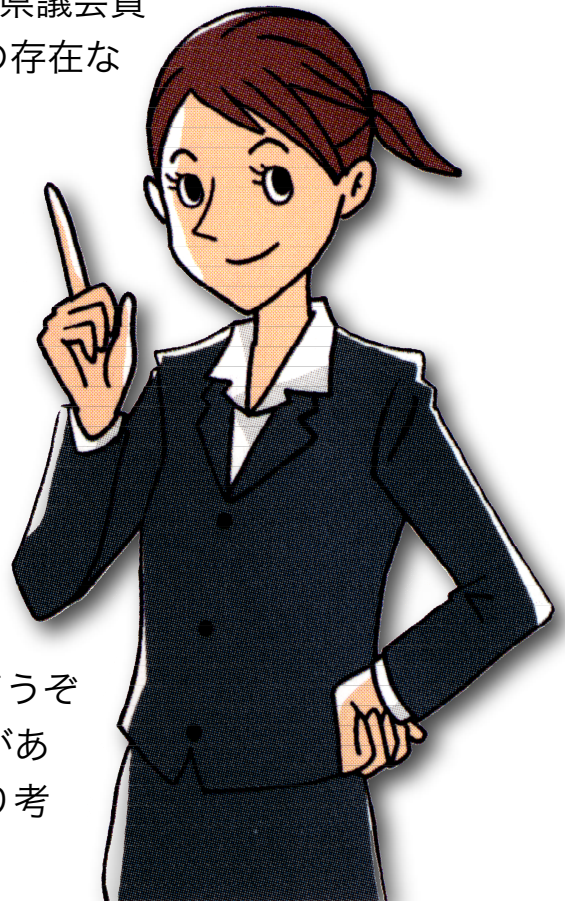
■ 学校と教育を支えている臨時教職員

青森県の公立学校には多数の臨時教職員が雇用されています。その数は、小・中・高・特別支援学校を合わせると1645人、うち学級担任をしているものが430人、定数内講師（→P24）は142人（2009年度、県議会質問で判明）にもなります。県教委も「臨時教職員の存在なしには学校がまわっていかない」と認めています。

■ 「教育に臨時はない」をあいことばに

授業のこと、部活のこと、生徒指導のこと、ハンディキャップをもつ子どもたちの生活や進路のことで、悩んだり、行き詰まったりするときもあるでしょう。しかし、「どうせ私は臨時だから…」などと小さく固まらず、のびのびと実践してください。生徒たちにとっては「臨時の教育」なんてないのですから。

このパンフは、みなさんの「賃金・権利」をめぐる制度の現状などについてまとめてあります。どうぞ活用ください。「よく分からない」ことや要望があれば遠慮なくご連絡ください。いっしょに調べたり考えたりして、改善のための努力をしましょう。



45 教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であることはいうまでもなく、教育の利益のためにも不可欠なものであり、たとえ学校組織、または、学校内の編成に変更がある場合でも、あくまでも保護されるべきである。

59 当局と学校は、必要な場合には、何らかの理由から常勤で勤務することのできない有資格教員による非常勤の勤務の価値を認識しなければならない。

60 正規に非常勤制で雇用される教員は、

(a) 常勤制で雇用される教員と比率的に同一報酬を受け、同一の基本的雇用条件を享受すべきであり、

(b) 有給休日、疾病休暇、母性休暇について、常勤制で雇用される教員と同一の適格条件を前提として、同等の権利を与えられるべきであり、

(c) 雇用主の年金制度の適用を含めて、十分かつ適切な社会保障保護を受ける権利を与えられるべきである。

教員の地位に関する勧告（ILO・UNESCO 共同専門家委員会）より抜粋

C O N T E N T S

●学校でがんばっている臨時教職員のみなさんへ	1
●CONTENTS	2
●臨時講師の給料はいくらですか？	3
●臨時講師はどのように昇給するのですか？	4
●給料は最高でいくらもらえるのですか？	5
●非常勤講師の給料はいくらですか？	6
●臨時講師にも手当は出るのですか？	8
●赴任旅費は支給されるのですか？	10
●非常勤講師にも手当は支給されますか？	11
●臨時・非常勤講師の税金はどうなるのですか？	12
●臨時講師にも休みがありますか？	13
●特別休暇は他になにがありますか？	15
●非常勤講師にも休みがありますか？	16
●病気をしたら辞めなければなりませんか？	17
●妊娠したら辞めなければなりませんか？	18
●社会保険には加入できますか？	19
●退職金は支給されますか？	20
●失業したら失業給付はもらえますか？	21
●臨時・非常勤講師の法律上の身分はどうなっていますか？	22
●どんな事情があるときに臨時・非常勤講師が任用されるのでしょうか？	23
●どうして辞令に「空白の1日」があるのですか？	24
●どうして3月は社会保険が切られてしまうのですか？	25
●どうして臨時・非常勤講師を優先的に採用しないのですか？	26
●パワハラを受けています。辞めるしかありませんか？	27
●教職員組合って何ですか？何をめざしているのですか？	28
●あなたも青森高教組へ！	29

臨時講師の給料はいくらですか？

臨時講師には「1級」の給料が支給されます

公務員には行政職給料表・警察官給料表・医療職給料表など、職ごとに給料表が用意されています。教育職給料表には（一）・（二）・（三）の3種類があります。それぞれの教育職給料表は4級構成で、1級は講師・実習講師・寄宿舍指導員などとされています。臨時講師は「講師」なので、教育職給料表（一）の1級の給料が支払われます。ちなみに教諭は2級、教頭は3級、校長は4級です。

職 種	適用される給料表
高校・障害児学校の教員	教育職給料表（一）
小中学校の教員	教育職給料表（二）
県立保健大の教員	教育職給料表（三）
事務職員	行政職給料表

臨時講師には 毎年「初任給」が支給されます

大学を卒業したばかりであれば1-21（18万9,300円）の給料が支払われます。臨時講師の任用は、地方公務員法により、6ヶ月とされ、更新は一度とされています。その関係で、1年を超える任用を行うことができません。3月31日などに辞令を切って「1日」あけるのはそのためです。そのため、1年ごとに「初任」としての扱いとなり、昇給ではなく、前歴換算¹による初任給が毎年支給されることとなります。

職 名	最終学歴	号給	金額
臨時講師 臨時実習講師 養護助教諭	大卒	1級21号	18万9,300円
	短大卒	1級11号	16万6,300円

高教組の考之



青森県では臨時講師は1級の給料とされていますが、臨時講師は授業だけでなく校務分掌や担任など2級の「教諭」と同じ仕事を行っています。また、採用条件も教諭と同様に大学を卒業し教員免許を持つことが求められるため、当然「講師」ではなく期限付きの「教諭」として2級の給料を支払うべきです。北海道・東京・埼玉など、期限付き「教諭」として2級の給料が支払われている都道府県は少なくありません。

¹ 前歴換算：公務員として採用される前の職歴等を初任給に上乘せするための計算→P4

臨時講師はどのように昇給するのですか？

5年以上の「前歴」があると給料が圧縮されます

公務員として採用される前の期間²を「前歴」といいます。「前歴」を初任給に上乗せするために計算しなおす作業を「前歴換算」といいます。臨時教職員は毎年新たに採用される形態なので、毎年「前歴換算」が行われることとなります。

前歴が5年以内であれば、1年間働くと4号だけ初任給が上がります。しかし、前歴が5年以上になると15ヶ月が12ヶ月に圧縮され、さらに前歴10年以上は18ヶ月が12ヶ月に圧縮されて計算されます（行政職は前歴5年以降はすべて12ヶ月/18ヶ月）。

勤務年数	前歴年数	換算のしかた	昇給	号給	金額
1年目				1-21	189,300
2年目	1年	12月を12月に換算	4号UP	1-25	195,900
3年目	2年		4号UP	1-29	202,500
4年目	3年		4号UP	1-33	209,200
5年目	4年		4号UP	1-37	216,300
6年目	5年		4号UP	1-41	223,600
7年目	6年	15月を12月に換算	3号UP	1-44	229,000
8年目	7年		3号UP	1-47	234,300
9年目	8年		3号UP	1-50	239,300
10年目	9年		3号UP	1-53	244,100
11年目	10年		4号UP	1-57	250,600
12年目	11年	18月を12月に換算	1号UP	1-58	252,200
13年目	12年		3号UP	1-61	257,000



勤務年数に応じて給料が上がるということは、「経験を積むことによって職務についての力量が高まったと評価された」ということができます。しかし、臨時教職員は辞令が1年ごとに切られるため、7年目以降は勤務経験が給料に反映されていない状態です。毎年新採用として扱うのは、あくまで採用する側の都合ですから、臨時教職員の勤務経験を正當に評価するべきです。

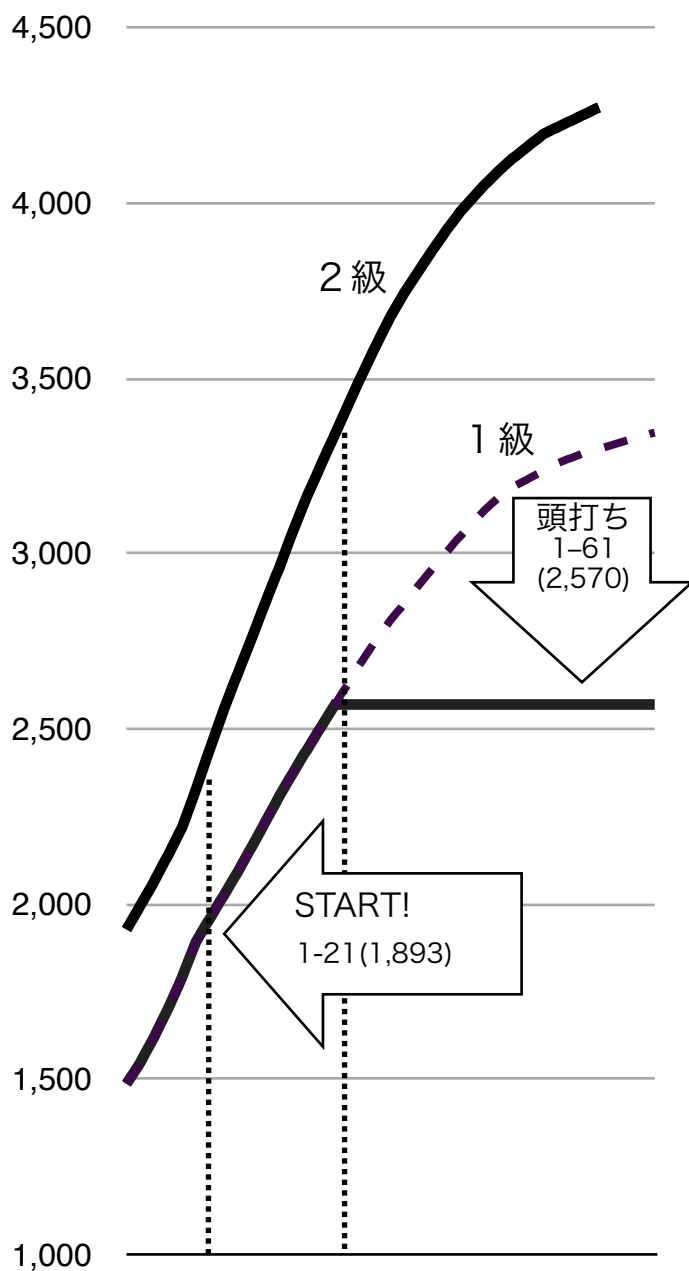
² 公務員として採用される前の期間：ここで説明しているのは前歴の長さのみの換算ですが、講師になる前に私立学校や民間企業、あるいは他の職種の公務員として働いていた期間がある場合には、別な換算の仕方があります。

給料は最高でいくらもらえるのですか？

臨時講師には給料の「頭打ち」があるので257,400円が最高です

前歴が5年以内であれば1年間に4号（約6,000円）ずつ昇給します。7年目以降は圧縮されながらも給料は上がっていきます。こうして13年目には1-61（257,000円）になります。しかし、いくら長く働いてもこれ以上給料があがることはありません。これが初任給の「頭打ち」です。

1級の給料表は最高で1-153（334,500円）まで用意されているにもかかわらず、そこまで行くことは決してありません。



高教組の考え



臨時講師は身分の上では、正規採用の公務員と同じ「一般職」の地方公務員です。ですから、本人が懲戒をうけた場合などをのぞき、昇給が途中で止まってしまうなどということはあってはなりません。給料の「頭打ち」については、県教委も明確に理由を説明することができない状態です。この点に関して高教組は強く改善を要求しています。

非常勤講師の給料はいくらですか？

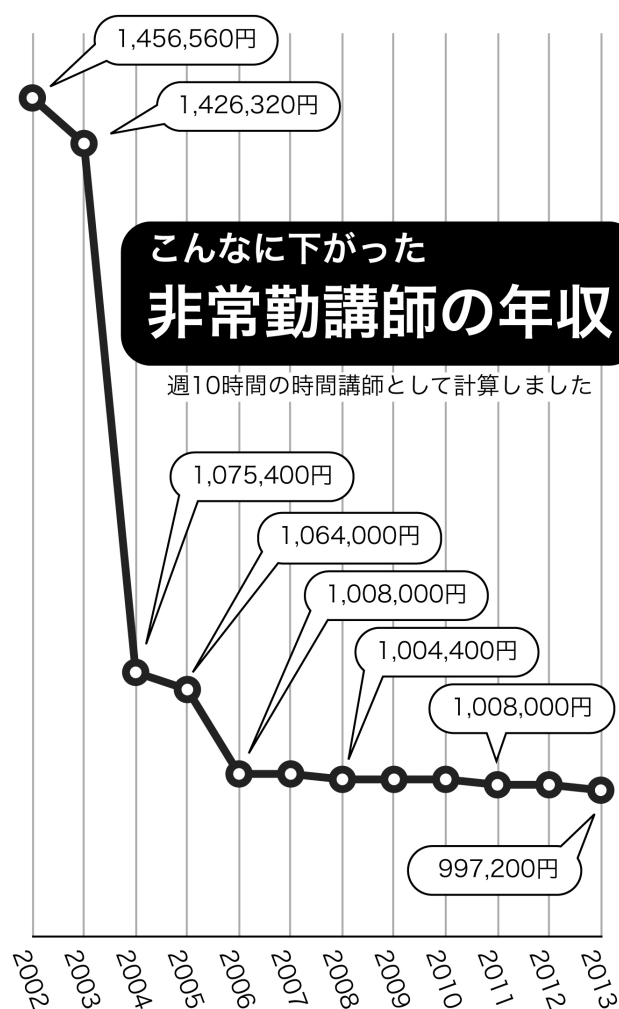
非常勤職員の報酬は1時間2,770円です

非常勤講師、養護職員、介助員、非常勤技能職員、ALTなど非常勤職員は、特別職³となるため、地方自治法により、報酬と費用弁償が支給されることになっています。これが、給料や諸手当が支給される教諭や常勤講師などの一般職との賃金面での大きな差です。非常勤講師の報酬単価は非常勤職員給与支給規定に「勤務1時間につき2,770円」と定められています。

非常勤講師報酬は年々下がっています

非常勤講師の単価は2003年から10年間で120円も引き下げられてきました。

- 2003年4月 2,890円から2,830円へ減額
- 2004年4月 月給制から実績制へ
- 2005年4月 2,830円から2,800円へ減額
- 2006年4月 年間38週から36週へ
- 2008年4月 2,800円から2,790円へ減額、予告なく減額した事を謝罪
- 2011年4月 2,790円から2,650円へ減額
- 2011年8月 高教組の指摘で2,650円の単価が誤っていた⁴事を認め2,780円へ
- 2011年9月 4月分から7月分までの差額を支給
- 2013年4月 2,780円から2,770円へ減額



³ 特別職：地方公務員法では地方自治体の職員は一般職と特別職に区分され、待遇には大きな差があります→P14

⁴ 単価が誤っていた：2011年4月に非常勤講師の時間単価が2,790円から2,650円に140円も引き下げられました。県教委は国の地方交付金の積算単価に準拠していることを理由に高教組との交渉に応じませんでした。しかし、高教組が非常勤講師報酬の積算単価を直接文部科学省に問い合わせ確認したところ、単価は2,650円ではなく2,770円であることが判明しました。県教委はこの誤りを認め9月に4ヶ月分の差額を支給しました。

試験の採点時間なども勤務時間に含まれます

非常勤講師は授業以外に次の3つの「校長が特に命じた業務」を行うことができます。

- ① 考査等の問題作成・監督・採点
- ② 学校行事で直接生徒の指導に当たるもの
- ③ 課外講習等直接生徒の指導に当たるもの

年間の勤務時間数は1週間の授業時間数×36週と決まっています。その分の予算が確保されています。授業時間を自己申告させる学校が多いようですので、予算を下回らなように計画的に申告をしましょう。予算を超えて報酬が支払われることはありません。



職員会議には出席すべきではありません

学校によっては職員会議への出席を要請されたりすることがあるかもしれません。しかし、特別職である非常勤講師には、地方公務員法も教育公務員特例法も適用されません。そのため非常勤講師には法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法32条）、職務に専念する義務（同35条）などの服務上の義務も、信用失墜行為の禁止（同33条）、秘密を守る義務（同34条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などの身分上の義務がまったくありません。特に守秘義務がないことは生徒の教育活動の面からは重大な問題です。それゆえ、非常勤講師のみなさんは生徒の情報がやり取りされる職員会議には出席すべきではありません。

高教組
の考え



かつて青森県では非常勤講師の給料は月給制でしたが、03年に会計検査院から不適切と指摘されたため、04年度から実績制に変更になりました。これにより非常勤講師の賃金は月の授業数により変動し、長期休業中には収入がなくなることもあります。非常勤講師の生活を守るため、高教組は月給制への復帰を要求しています。

臨時講師にも手当は出るのですか？

臨時講師の手当は基本的に正規採用職員と同じです

臨時講師の待遇は正規職員と同じですので、様々な手当も正規職員とほとんど同様に支給されています。

- 期末手当・勤勉手当：いわゆるボーナスです。支給額は下の表の通りです（期末手当は扶養手当を含んだ金額で計算します）。期末手当・勤勉手当ともに基準日（6月1日と12月1日）前に6ヶ月在職してはじめて100%支給されます。多くの臨時講師は3月31日に空白の一日があるので、毎年4月1日採用となります。このため、6月の期末手当・勤勉手当の支給率は100分の30となり、大幅に減額されることとなります。実際に支給される6月のボーナスは0.6375月分です。

	6月30日	12月10日
期末手当	1.175月分	1.325月分
勤勉手当	0.675月分	0.675月分
合 計	1.85月分	2.00月分
	3.85月分	

- 扶養手当：配偶者や子どもがいる人は扶養手当が支給されます。

		配偶者	13,000円
配偶者以外	1人目	配偶者が扶養親族のとき	6,500円
		配偶者なし	11,000円
	2人目以上		1人につき 6,500円
	15～22歳の子		1人につき 5,000円

臨時講師には他にも様々な手当があります

- 住居手当：文字通り住居に対して支払われる手当です。基準は次の通り。
 1. 借家の場合、家賃が12,000円以上のとき支給されます。
 - ・ 23,000円未満の場合は、家賃から12,000円を引いた金額
 - ・ 23,000円以上の場合は、家賃から23,000円を引いた金額の半分（ただし上限は16,000円）に11,000円を加えた金額（つまり最大27,000円）。
 2. 職員公舎に住んでいる場合は支給されません。

- 通勤手当：通勤距離が2Km以上ある場合は通勤手当が支給されます。公共交通機関を利用する場合は通勤区間の6ヶ月定期券相当額が4月と10月に支給されます。自家用車を使用して通勤する場合は距離に応じて支給額が定められています。ちなみに4Km未満は月額2,000円、10Kmだと5,800円、20Kmだと12,800円です。

- 義務教育等教員特別手当⁵：人材確保を目的に、教育職の者に支給される手当です。額は号給ごとに定められていて、1-21の場合は2,400円です。

- 寒冷地手当：世帯主かそうでないか、扶養家族の数により額が異なります。11月～3月に分割支給されます。

- 教職調整額：教員は残業手当が支給されないために給料月額の4%が支給されます。しかし、教員に残業を命じることは厳しく制限されています。

- 日額特殊勤務手当⁶
 - 1.修学旅行等引率手当（修学旅行・林間学校・臨海学校等の指導業務で宿泊をとまなうもの）：1日3,400円
 - 2.対外競技等引率手当（部活等の対外競技の引率）：1日3,400円
 - 3.部活動指導手当（勤務時間外の4時間以上の部活等の指導）：1日2,400円

⁵ 義務教育等教員特別手当：優秀な人材を確保するために人材確保法に基づいて、昭和50年1月に設けられた手当です。「義務教育」という言葉が入っていますが、小・中・高等学校等の教員に一律に支給されています。当初給与の6%相当額が支給されていましたが、その後給料が増えたにもかかわらず支給額が改定されなかったため3.8%程度まで目減りしました。そして2009年度から3.0%程度に、さらに2010年1月から2.2%程度に、2011年度には1.5%に削減されました。このままでは教員の給与は一般行政職を下回り、人材確保法に違反する可能性があります。

⁶ 日額特殊勤務手当：09年4月からこの手当が2倍に引き上げられました。高教組などの長年の運動の成果です。

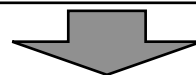
赴任旅費は支給されるのですか？

臨時講師の赴任旅費支給が大幅に改善されました！

2008年度から、臨時講師のほとんどの転居を伴う赴任⁷に、赴任旅費が支給されることになりました。支給されるのは①片道分の交通費、②旅行雑費（100キロ以上で200円）、③移転料、④着後手当です。

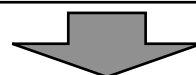
1980年
4月～

同一年度2回目以降で、へき地⇔平地の転居をともなう異動に限り支給
対象者はほとんどなし



2004年
4月～

同一年度2回目以降の転居をともなう異動に限り支給
対象者は年間「10人程度」



・移転料

転居
にとも

2008年
4月～

年度にかかわらず1回目以外の全ての転居をともなう異動について支給
対象者は年間「100人程度」

なう旅費です。金額は距離に応じて下の表のようになっています。本人分が半分、扶養親族分が半分と考えられているので、単身で転居する場合は半額が支給されることとなります。150キロ以内の県内を単身で動く場合は、53,500円が支給されることとなります。

旅程150* ₀ 未満	150* ₀ 以上 300* ₀ 未満	300* ₀ 以上 500* ₀ 未満	500* ₀ 以上 1000* ₀ 未満	1000* ₀ 以上 1500* ₀ 未満	1500* ₀ 以上 2000* ₀ 未満	2000* ₀ 以上
107,000円	132,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

・着後手当

新居住地に到着してからの諸雑費に充てるために支給される旅費です。宿泊料定額（9,800円）の2夜分が支給されます。

高教組
の考え



県教委の辞令にもとづいて転居を伴う転勤をした場合、臨時講師であっても赴任旅費が支給されなければなりません。しかし、県教委は臨時講師に対する赴任旅費の支払いを拒否してきました。このため臨時講師は自分で高額な引っ越しの費用を負担しなければなりません。高教組の長年の交渉により、2008年度からほとんどの赴任が対象になりましたが、依然として一部の赴任が除外されています。今後も粘り強く要求していきます。

⁷ 対象外となる場合：①新規任用、②非常勤講師から臨時講師への任用、③臨時実習助手や臨時寄宿舍指導員や臨時事務、④5月以降の任用

非常勤講師にも手当は支給されますか？

残念ながら手当は支給されません

非常勤講師や介助員、ALTなどは、先述したとおり、地方自治法により、報酬・費用弁償以外については支給しないとされています（議員等は別）。このため手当をはじめ、退職金・教職調整額なども支給されません。

通勤手当は支給されます

非常勤講師に対しては、一般職の通勤手当に該当するものを日額旅費という形で支給しています。その内容は次の通りです。

1.日額旅費の計算の仕方

A.電車やバス等を利用している場合

a. 一ヶ月の定期券など÷週の授業日数×4

b. 1回分の運賃

a bのどちらか安い方

B.自動車等を利用する場合

距離に応じた通勤手当の金額⁸÷21

2.日額旅費の支給

AまたはBに月の授業日数をかけた金額が支給されます。ただし、日額旅費は2,610円が限度です。

授業やその準備に必要なものは学校に要求しましょう

- 教科書や指導書は学校の備品を利用できます。
- 筆記用具・紙・ノート・ファイルなどは学校にあるものが使えますので、教務の担当者からもらいましょう。
- 白衣や作業着などは「配当されますか？」と聞いてみましょう。
- 実験や実習の材料など購入が必要なものは、事務室や教科主任の先生にお願いして購入してもらいましょう。

高教組
の考え



常勤とほとんど変わらない勤務実態や、国家公務員の非常勤職員には支給されているという不均衡から考えて、高教組は、非常勤講師にも必要な手当を支給すべきであると考えています。

⁸ 通勤手当の金額：9ページをご覧ください。

臨時・非常勤講師の税金はどうなるのですか？

その年の年収に応じた所得税が課税されます

- 所得税はその年の1月1日から12月31日までの所得に対して課税され、その年のうちに月々の給料から引かれます。
- 一般に支給総額から社会保険料を差し引いた金額に対して課税されます。ただし、通勤手当は収入から除外されます。
- 扶養家族⁹がある場合、生命保険¹⁰に加入している場合などはその金額が控除されます。
- 12月に年末調整として1年分の清算を行い、多くの場合払いすぎた分の税金が戻ってきます。

控除後の年収(A)	103万円以下	195万円以下	195万円超	330万円超
税 額	非課税	5%	$A \times 10\% - 97500$	$A \times 20\% - 427500$

前年の年収に応じて住民税が課税されます

- 住民税はその人が1月1日に住んでいる都道府県、市町村から課税されます。
- 前年の1月1日から12月31日の所得にかかりますから、就職して1年目は課税されませんが、2年目からは課税されます。また失業して無収入になっても、翌年は納めなければなりません。
- 納期は、毎年6月に、市町村から納税義務者に税額通知書（納付書）が送付されます（6月・8月・10月・1月の4期）。この納付書により市区町村役場や金融機関などの窓口で支払います。
- 税率は県民税・市町村民税あわせて10%＋均等割額（基本料金部分）4000円です。



⁹ 扶養家族：扶養家族の控除額は1人あたり38万円です。

¹⁰ 生命保険：生命保険の控除額は最高で年額5万円までです。

臨時講師にも休みがありますか？

臨時講師は病気休暇や夏季休暇など、正規採用職員と同様に取れます

休暇制度を規定している「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」で定義している「職員」は、一般職の職員です。臨時講師も一般職ですから、正規の職員との休暇制度の差は基本的にはありません。

夏季休暇も、例えば産休や病休の代替で8月から勤務した場合でも、4日間が保障されています。

病気休暇は1ヶ月以上の診断書が出れば、正規職員と同じく代替職員が配置されます。ただし、辞令期間が定められているため、病休中に辞令が切れる場合、更新されない危険性もあります。

いっぽう育児休業・介護休業は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」で「臨時的に任用される職員は除く」とされていますので取得できません。

特別休暇については→P15

年休を上手に利用しましょう

「年休」とは年次有給休暇のことです。年休の日数は任用される期間によって決まります。

任用の期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
日数	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日

年休の付与は4月1日ではなく1月1日です。1月～12月で計算するので、4月から3月まで任用されている場合は4月1日に15日与えられ、さらに1月1日に5日与えられることとなります（→P14）。

年休は、教職員が「人間として健康で文化的な生活をするため」の当然の権利として認められているものですから、その行使には管理職の承認¹¹は必要なく、ただ時期を指定して届ければよいことになっています。したがって、年休を請求する際に、その利用目的を口頭で説明する必要はありません。

1) 1日・半日・1時間単位で取れます。

2) 取る場合は管理職に届け出るだけでOK。理由を言う必要はありません。

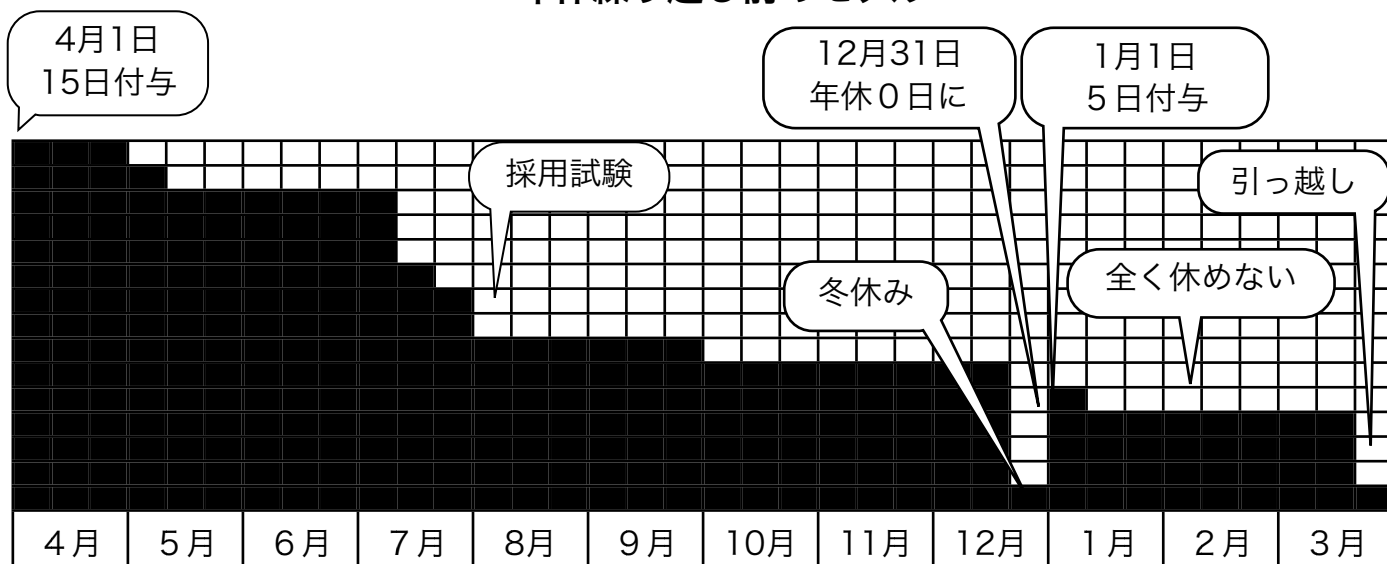
¹¹ 管理職の承認：教職員から請求を受けた時季に、年休を与えることが適当でないと判断された場合に、管理者は「時季変更権」を行使することができるとされています。ただし、時季変更権は「請求された時季に年次休暇を与えることが、事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます（最高裁判決）。単に「忙しいから」や「授業があるから」といった事情では拒否できません。

臨時講師の年休の繰り越しが一部可能になりました！

正規職員の場合は、年休を12月31日まで消化しきれなかった場合は、最大20日、翌年に繰り越す事ができます。ですから、ほとんどの正規教職員は1月1日の時点で手持ちの年休は40日あります。しかし、臨時教職員は2011年までは年休の繰り越しが認められていませんでした。このため、使い残した年休は12月31日で0日になり、新たに1月1日に5日の年休が与えられていました。たった5日の年休では、冬休みや春休みに年休を取る事ができませんでした。しかし、高教組の長年の要求により、正規職員同様に翌年に最大20日繰り越す事が可能になりました。

今後は任用継続する場合、3月から4月へ年休を繰り越せるように改善させる事が課題です。

年休繰り越し前のモデル



年休繰り越し後のモデル



特別休暇は他に何がありますか？

臨時講師の特別休暇は正規採用職員と同じです

- ①結婚休暇——結婚した場合、連続する7日間（土・日・祝日を除く）
- ②配偶者出産休暇——妻の出産に際して、半日単位で3日間
- ③祭日休暇——父母・配偶者・子の法事などのために、1日
- ④服忌休暇——親族（血族・姻族）が死亡した時、喪に服するため、日数は親等ごとに10日から1日まで定められています
- ⑤生理休暇——1日、半日、1時間を単位とし、必要な時間
- ⑥育児休暇——赤ちゃんが1歳6ヶ月になる前の期間、授乳やおむつの洗濯など赤ちゃんを育てるための時間。1日2回、60分ずつ遅出、早帰ができる
- ⑦育児参加休暇——妻が出産する時、上の子が小学校入学前の乳幼児である場合、この子の養育のために父親である職員が休暇を取得することができる。出産（予定日）の前後8週間内に5日間
- ⑧子の看護休暇¹²——小学校卒業までの子どもの看護のために必要であると認められたとき、子ども一人につき年5日、2人以上の場合は最大10日
- ⑨短期介護休暇——要介護家族の通院のための付き添いなどに利用可能な短期の介護休暇制度。要介護者が1人であれば年5日、2人以上の場合は最大10日
- ⑩夏季休暇——「職員が夏季における盆等の諸行事を行いもしくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進もしくは家庭生活の充実をはかる」ために、7月から9月までの3ヶ月間に、休日を除いて「原則として」連続する4日間
- ⑪ボランティア休暇——地震や津波、噴火など緊急の災害支援や障害者療養施設・特別擁護老人ホームなどの施設へボランティアで行く場合に、1年に1回7日間
- ⑫骨髄移植休暇——骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合、必要と認められる期間
- ⑬選挙等休暇——選挙権その他公民としての権利を行使する場合、必要と認められる期間
- ⑭証人等休暇——証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公官署へ出頭する場合、必要と認められる期間

非常勤講師には特別休暇がありません

青森県の非常勤講師には有給・無給の特別休暇はありません。

高教組
の考へ



青森県の非常勤講師に有給・無給の特別休暇が全く整備されていないことは大きな問題です。県教委は「理由があれば休んでも処分しない」と言っていますが、例えばインフルエンザなどに感染した場合に病気を押して来ることがあれば、生徒に不利益が及びます。また、台風などの場合でも危険を押し出勤させることがあってはなりません。ただちに非常勤講師のための有給の特別休暇制度を作るべきです。

¹² 子の看護休暇：2009年4月から「小学校就学前」から「小学校を卒業するまで」に拡大されました。

非常勤講師にも休みはありますか？

非常勤講師にも年次有給休暇があります

制度上、特別職とされる非常勤講師（介助員、養護職員、ALTなどを含む）は地方公務員法が適用されないため、労働基準法39条によって年次有給休暇が付与されます。日数は勤務形態と継続勤務年数に応じて、下の表のように比例付与されます。



週当たり勤務日数	1日	2日	3日	4日	5日以上
初年度	1日	2日	5日	7日	10日
2年目	2日	4日	6日	8日	11日
3年目	2日	4日	6日	9日	12日
4年目	2日	5日	8日	10日	14日
5年目	3日	6日	9日	12日	16日
6年目	3日	6日	10日	13日	18日
7年目	3日	7日	11日	15日	20日
8年目	3日	7日	11日	15日	20日
9年目	3日	7日	11日	15日	20日
10年目	3日	7日	11日	15日	20日

- 複数の学校に勤務している場合は、各学校の勤務日の数に基づいて、当該学校ごとに年休が与えられます。
- 任命権者が変わらず、引き続いていれば、年休の日数は次年度に繰り越せます。
- 年休の取得は届出制なので、理由を言う必要はありません。
- 1日を単位としています（時間単位、半日単位の取得は認められていません）。

病気をしたら辞めなければなりませんか？

臨時講師は病気休暇を取得することができます

職員がケガや病気で療養する場合は、病気休暇（病休）を取得することができます。この場合の「疾病」には予防注射などによる発熱が「療養」にはケガや病気が治ったあとのリハビリの期間がそれぞれ含まれます。取得期間は90日以内¹³です。病気休暇は有給休暇なので取得しても給料を減らされることはありません。また、週休日等を除き30日以内であれば勤勉手当（ボーナス）に影響することはありません。

しかし、入院などで90日を超える場合は退職せざるを得なくなります。

病気休暇の取得は、職場によって取得状況に大きな差があります。¹⁴通院などで休む場合は年休ではなく、できるだけ病休を使うようにしましょう。

1. 1日・半日・1時間単位で取得できます。
2. 「病気休暇・特別休暇簿」に必要な事項を記入（入力）し管理職の承認を受けて下さい。
3. 6日以内であれば診断書は必要ありません。通院の証明が必要な場合は、病院のレシートなどで代用ができます。

非常勤講師には病気休暇はありません

非常勤講師には有給の病気休暇はありません。短期の病気・ケガであれば休むことが可能かもしれませんが、無給になります。長期の入院であれば失職することになります。くれぐれも健康には気をつけましょう。

通勤や仕事で病気やけがをした場合は公務災害となります

臨時講師が勤務中や通勤中にケガをしたり、業務に関連する病気になった場合、申請して「公務災害」と認定されれば、医療費・休業補償・障害補償などを受け取ることができます。各学校の事務職員に申し出て下さい。

非常勤講師には「労災制度」が適用されます。

¹³ 取得期間は90日以内：脳卒中を含む高血圧症、動脈硬化性心臓病、ガン、精神疾患の場合は最大180日の病休が認められます。

¹⁴ 病休の取得は、職場によって大きな差がある：「うちの学校には病休がない」「臨時講師は病休がとれない」と管理職から言われたら、職場の中の組合の先生に相談して下さい。

妊娠したら辞めなければなりませんか？

辞める必要はありません。臨時講師は産休をとることができます

臨時講師は出産にあたって、予定日前8週、産後8週の産前産後休暇（いわゆる産休）を取得することができます。産前産後休暇は有給休暇ですので、給料は全額支給されます。産前産後休暇の間は代替職員が配置され、産後休暇終了後は職場に復帰することができます。

ただし、産前産後休暇中に辞令が切れてしまう場合は、辞令の更新が行われず失業する危険性があります。また、臨時講師には育児休業は認められていません。

妊娠した場合、その他にも次のような休暇が認められています。

●妊婦の通勤緩和休暇

妊娠中、混雑する交通機関を利用して通勤する場合、1日に1時間を超えない範囲で休むことができます。

●妊婦の業務軽減等休暇

業務が妊婦の母体や胎児の健康に影響がある場合、適宜休息したり補食をとったりするための時間が取れます。

●妊産婦通院休暇

妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導または健康診査を受ける場合、必要な時間の休暇が取れます。回数は妊娠期間等によって異なります。

非常勤講師も産休をとることができます

労働基準法65条の規定で、産前産後8週間ずつの期間休むことができます。もし、そのことによって不利な扱いを受けることがあれば高教組に連絡をください。

高教組
の考へ



「子どもがいると採用に不利になるのでは？」「妊娠したら講師を辞めなければならぬのでは？」といった質問が高教組にも寄せられます。男女雇用機会均等法は、妊娠したことを理由として女性労働者に対して解雇や不利益な取扱いをすることを禁止しています。しかし、実際に「臨時講師の代替はない」などと言って辞職させる管理職が存在するなど、臨時教職員が安心して子どもを産み育てる環境にはほど遠い現状です。

子どもが産まれることは、人生の中でももっとも輝かしいことのはずなのに、素直に喜べないのは全く残念なことです。高教組は人間らしく働ける職場を目指してがんばっていきます！

社会保険には加入できますか？

臨時講師は2ヶ月1日以上任用期間があれば社会保険に加入できます

任用期間が12ヶ月を超える場合には公立学校共済組合¹⁵に加入できますが、ほとんどの臨時講師は、任用期間が2ヶ月と1日以上あれば協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）に加入することになります。

- 協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）

主に中小企業のサラリーマンなどが加入する医療保険です。保険料は10%ですが、使用者（県教委）と折半することになるので5%が給料から天引きされます。本人と被扶養者（家族）ともに、病院では3割負担です。

- 厚生年金

民間の会社などに勤務する労働者が加入する年金保険です。平成24年9月1日～平成25年8月31日までの厚生年金の保険料率16.766%で、これを労使で折半するので給料とボーナスの8.383%が天引きされます。

※辞令の「空白の1日¹⁶」が31日など月末になる場合、その月は国民年金に切り替えられてしまいます。

非常勤講師は国民健康保険・国民年金に加入します

非常勤講師の社会保険は、健康保険法、厚生年金保険法の定めるところによります。健康保険は、勤務日数と勤務時間が「常勤者の4分の3以上」で適用になり、「4日以上かつ30時間以上」が条件になりますので、非常勤講師にはほとんど該当者はいません。

自分で手続きを行って、国民健康保険と国民年金に加入するのが原則となります。本人が住所地の市町村役場の国民年金課と国民健康保険組合に所定の加入手続きをして掛金を納入します。青森市の場合、国民年金掛金は14,980円、国民健康保険税は前年度の年収の11.34%です。もし、あなたの年収が130万円未満の場合、配偶者や親などが加入している健康保険の被扶養者になれます。

医療保険と年金の種類

	● 正規採用職員 ● 任用期間12ヶ月以上の臨時講師	● 任用期間12～2ヶ月の臨時講師	● 任用期間2ヶ月未満の臨時講師 ● 非常勤講師
医療保険	公立学校共済組合	協会けんぽ	国民健康保険
年金	公立学校共済組合	厚生年金保険	国民年金

¹⁵ 公立学校共済組合：公立学校の正規職員の共済を行うための組合で、年金・健康保険の機能を持っている

¹⁶ 空白の1日：地方公務員法第22条2項に抵触しないように1年に1日、辞令の空白を作ること→P11

退職金は支給されますか？

臨時講師には年度明けに0.5月分が支給されますが、残念ながら非常勤講師には支給されません。

- 退職手当は退職の理由と在職期間によって退職金の額が決まります。
退職理由：臨時講師の任用期間満了に伴う退職は、「定年・公務外死亡・通勤による傷病」に該当します。
在職期間：在職期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の場合、0.5年とされます。ですから、4月1日から3月30日までの場合、1年ではなく0.5年として計算されます。6ヶ月に満たない場合は支給されません。

勤続期間	自己都合	定年・公務外死亡・通勤による傷病	公務上死傷病
1年	0.6	1.0	1.5
2年	1.2	2.0	3.0
3年	1.8	3.0	4.5
4年	2.4	4.0	6.5

- 任用期間満了に伴う退職で、勤続6ヶ月以上1年未満であれば本俸（基本給＋教職調整額）の0.5ヶ月分が支給されることになります。
- 「自己都合」で退職した場合は、勤続6ヶ月以上1年未満であれば、本俸（基本給＋教職調整額）の0.3ヶ月分が支給されます。
- 非常勤講師には「職員の退職手当に関する条例」が適用されないため、残念ながら退職手当は支給されません。

失業したら失業給付はもらえますか？

「失業者の退職手当」が支給されます

民間では、失業すれば雇用保険法により失業保険が適用になりますが、公務員は適用されません。そこで、民間の雇用保険に準じるかたちで、公務員には県退職手当条例により「失業者の退職手当」として支給されます。

- 受給資格要件¹⁷は、勤続期間12ヶ月以上となっています。勤続とは、11日以上であれば1月と見なすので、4月1日から3月11日までの発令でも12ヶ月となります。
- 支給金額は賃金日額の6割の手当が90日分支給されます。ただし、退職手当が0.5ヶ月分支給されるので、これを差し引いた分が「失業者の退職手当」として支給されます。

具体的な手続き方法

任期满了（退職）になってから受給までの具体的な手続きは以下の通りです。

- (1)任期满了（退職）
- (2)失業の確認
総務事務センターが県立学校課のデータで確認するので、本人の手続きは不要
- (3)総務事務センターから本人に「離職票」が送られてくる
- (4)ハローワークに行く
「離職票」を提出して受給資格の認定を行います
- (5)毎月1回ハローワークに行き認定を受ける

ただし、育休代替などで任用が1年以上の場合は次のようになります

- (1)任期满了（退職）
- (2)事務室を通じて給与証明書の発行を総務事務センターに依頼する
- (3)総務事務センターから職員福利課に給与証明書が発行される
- (4)職員福利課から本人に「退職票」が送られてくる
- (5)「退職票」を持ってハローワークに行き受付印をもらう
- (6)職員福利課から受給資格証が郵送される
※(5)と(6)を繰り返す。

¹⁷ 受給資格要件： 国家公務員退職手当法の改定に伴い、2007年10月1日から受給資格要件がそれまでの勤続期間6月以上から、勤続期間12月以上に改悪されてしまいました。

臨時・非常勤教職員の法律上の身分はどうなっていますか？

法律には「臨時講師」「非常勤講師」という職名はありません

学校には、主人公である児童・生徒がいて、その成長を保障するために、専門的な資格や権限を持つ人たちが配置され、協力し合いながらそれぞれの仕事を担っています。

- 学校教育法から、高校と障害児学校に配置される教職員の職務をひろい出してみましょう（第28・50・73・76条など）

職種	職務内容	設置規定
校長	公務をつかさどり、所属職員を監督する	必ず
教頭	校長を助け、公務を整理し、必要に応じ教育をつかさどる	必ず
教諭	教育をつかさどる	必ず
事務職員	事務に従事する	必ず
養護教諭	養護をつかさどる	できる
養護助教諭	養護教諭の職務を助ける	できる
助教諭	教諭の職務を助ける（特別な事情）	できる
実習助手	実験又は実習について 教諭の職務を助ける	できる
技術職員	技術に従事する	できる
その他	必要な職員〔学校用務員＝学校の環境の整備その他の用務に従事する（施行規則）〕	できる
寄宿舎指導員	寄宿舎における養育に従事する	設置校
講師	教諭又は助教諭に準じる職務に従事する（特別な事情）	できる

- 学校教育法施行規則の第48条2項には「講師は、常勤勤務に服さないことができる」と定められています。そこから「講師」には「常勤で勤務する講師」と「常勤勤務しない＝非常勤講師」の2種類がつけられ、いずれも「教育をつかさど」っています。
- このほかに事務などを行う「臨時の職員」などもあります。

どんな事情があるときに臨時・非常勤教職員が任用されるのでしょうか？

法律は公務員の非正規雇用を厳しく制限しています

- 学校教育法

第28条⑬、第50条④、51条の8③

「特別な事情」で「教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する」人を必要とする場合

- 地方公務員法第22条2項によれば、人事委員会の承認があれば次の場合地方公共団体は、職員を臨時的に任用することができる。

①緊急の場合……災害その他重大事故等の際、正規に職員を任用することができず、しかもその職員の職を欠員にしておくことができないような緊急の場合がこれにあたる。

②臨時の職に関する場合……任用を行ってから一年以内に廃止されるような臨時の職に関する場合である。

③任用候補者名簿がない場合…人事委員会が競争試験を行わず、任用候補者名簿がない場合や名簿に記載された受験者がすべて任用された場合等がこれにあたる。

高教組
の
考
え



青森県など多くの教育委員会では、臨時講師を22条2項に基づいて採用しています。しかし臨時講師の任用は①の「緊急の場合」にも該当しませんし、②の「臨時の職」にも該当しません。また、毎年採用試験が実施されているので当然③の「任用候補者名簿がない場合」にも該当しません。裁判においてもこの点の違法性がたびたび指摘されています。

地方公務員法22条による採用に矛盾が多いため、正規職員と同じ地方公務員法17条による採用を行っている都道府県も少なくありません。この場合は「期限付き教諭」などとして正規採用教員とほとんど同じ待遇が与えられます。

高教組は全ての臨時・非常勤講師の正規採用、当面は地方公務員法17条による採用を要求しています。

どうして辞令に「空白の1日」があるのですか？

1年を超えたら正規採用しなければならないからです

定数内の臨時講師¹⁸など1年間配置される講師の辞令は半年ごとになっていて、3月31日が空白の1日になっていることが多いのではないかと思います。これは地方公務員法22条2項に次のように書かれているからです。

第2項 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

これは公務員の非正規雇用を制限するための規程なのですが、県教委はこれを逆手に取って、1年間に1日失業させた上で、別な人間として新たに採用し直しています。

定数内臨時講師の任用の例

1回目の辞令	2回目の辞令	空白	1回目の辞令
4/1~9/30	10/1~3/30	3/31	4/1~9/30

1年を超えて任用される場合もあります

地方公務員法22条ではなく育児・介護休業法に基づいて採用される育休代替の臨時講師の場合、1年以上にわたって任用が続く場合があります。この場合は共済組合や互助会に加入できる等、待遇は格段に良くなります。

「空白の1日」に勤務してはいけません

辞令が切れる「空白の1日」に勤務している臨時講師を見かけますが、その1日は職員ではないので勤務をするべきではありません。また、その日の通勤中に交通事故を起こしたり勤務中に怪我をしても、公務災害（→P17）とされないため、まったく保障を受けることができません。

¹⁸ 定数内講師：定数法で本来教諭を配置すべきところに配置された臨時講師のこと

どうして3月は社会保険が切られてしまうのですか？

「空白の1日」になるとその月は国民年金・国民健康保険になってしまいます

各月の末日は社会保険（年金・健康保険）の基準日なので、末日に雇用されていないとその月の社会保険から外されてしまいます。県教委は、3月30日で退職させているため、3月分の年金掛け金・医療保険料は、県が支払う必要はないとしてきました（本人分も天引きされません）。そのため、対象となった臨時教職員は、自分で年休を取って社会保険事務所に出向き国民年金と国民健康保険の切り替え手続きをしなければなりません。切り替え手続きをしない場合は、医療保険は適用されず、病気や怪我をした時、医療費全額本人負担となります。また、年金は掛け金未納となるため、将来の年金支給額に大きく影響します。せっかく切り替え手続きを行っても、もし任用が継続すれば、元の社会保険に戻ります。

臨時教職員の方々は、こうした厄介な手続きを常に迫られています。

社会保険庁は「空白の1日」に社会保険を切る必要は無いと言っています

この問題で、県教委は今まで「厚生年金保険法の規定及び年金機構への問い合わせにより確認している」「法律等に基づき、適切に行われている」と回答してきました。

しかし、青森高教組と県教組が日本年金機構に行政文書開示請求を行い入手した『疑義回答票』には「一日だけ雇用契約が空いたとしても、引き続き被保険者とするのが妥当であろう」と記されていました。つまり、3月30日で辞令が切れても、翌年度4月1日引き続き採用されている場合は、実態として「雇用が継続している」から「事業主（県教委）は、年金掛け金・医療保険料を支払わなければならない」というものです。

このことについて、橋本教育長は2013年1月31日、組合との交渉の場で「法令的には違反はしていない。財政的に無理だからやらない。」と開き直りました。



どうして臨時・非常勤講師を優先的に採用しないのですか？

地方公務員法で禁じられているからです

前出の地方公務員法22条¹⁹の6項には次のように書かれています。

22条第6項 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

このことにより、現場で頑張っている臨時教職員がたくさんいるにも関わらず、成績や資格が優先²⁰されてしまうということが起こってしまいます。

臨時・非常勤講師に対する「特別選考」が広がっています

一般の公務員の採用が「競争試験」であるのに対し、教員の採用は「選考」（教育公務員特例法）によります。「選考」の中には当然、経歴評定も含まれるので、臨時・非常勤講師を優先的に採用することは全く問題はありません。

平成11年12月に出された教育職員養成審議会第3次答申では「採用選考の多様化」として次のように述べています。

教職経験や民間企業等の勤務経験を有するものについては、選考において知識・技能が一定の水準に達していることを測るほかは、一般の学力試験を課さず、教職経験の実績、民間企業等での勤務経験に基づいた専門的能力・識見を適切に評価するなど、新規学卒者とは別途の方法により選考を行う仕組みを工夫することが必要である。

このため、多くの自治体で教職経験者に対する「特別選考」が広がっています。

高教組
の考へ



民間企業では、優秀で頑張っている臨時職員を正規に任用替えることは当然のことです。しかし現在の教員採用制度は、臨時・非常勤講師が学校で生徒のために頑張れば頑張るほど、勉強の時間が確保できないため採用試験に不利になってしまうという矛盾を持っています。情熱を持って教育に取り組む、そのこと自体を評価する教員採用制度にしていくことが重要です。高教組は教育委員会との交渉のたびに臨時・非常勤講師に対する「特別選考」の実施を強く要求しています。

¹⁹ 地方公務員法22条：22条は公務員の臨時的任用を厳しく制限しています→P23

²⁰ 資格が優先：2010年4月に発表した2011年度教員採用試験実施要項で、県教委は「調理師の資格を有する者」と「取得する見込みの者」以外に受験資格を与えませんでした。高教組はこれに強く抗議し撤回を要求しました。

パワハラを受けています。辞めるしかありませんか？

セクハラ・パワハラが増えています

- セクハラ（セクシャルハラスメント）とは、相手の意に反して性的な言動を行い、相手に肉体的または精神的な被害を与えること。

（例）結婚退職をすすめる、お茶汲みを当然のように頼む、「男なのに根性がない」「女には任せられない」などの発言など

- パワハラ（パワーハラスメント）とは、組織の規範や習慣、または職権というパワーを使って行う嫌がらせ、人権侵害のこと。

（例）生徒に新任教師として紹介しない、職務上必要な連絡事項を回さない、「臨時には任せられない」「こんなこともできないのか」などの発言など

近年、教職員評価制度が導入されるなどの影響で、全国的に学校におけるセクハラ・パワハラが増加する傾向にあります。特に職場の中で弱い立場にある臨時・非常勤講師は、セクハラ・パワハラの標的になりがちです。



高教組に相談して下さい

セクハラやパワハラを本人同士で解決することは困難です。特に相手が管理職である場合、職場の中で解決することは不可能です。まして、我慢することは、セクハラやパワハラをエスカレートさせてしまいかねません。

セクハラやパワハラは許されない卑劣な行為です。そんなことで自分の夢をあきらめるのは、とても悔しいことです。

「自分は立場が弱いから」「仕方がない」などと一人で悩まず、勇気を出して高教組に連絡を下さい。

教職員組合って何ですか？ 何をめざしているのですか？

教職員の労働条件と、子どもたちの教育条件を守り発展させるために活動しています

教職員の労働条件は、子どもたちの教育条件の一部です。そして、私たちの労働条件は、教職員組合の長い間の運動によって作り上げられてきたものです。私たちが安心して働き、そのことによって未来を担う子どもたちが豊かな教育を受けられることを願って、青森高教組は活動しています。

臨時教職員問題は高教組のもっとも重大な課題です

●いつまで仕事を続けられるかわからない ●結婚したくてもできない ●ボーナスがない ●採用試験の勉強をする時間がない…臨時教職員の労働条件は矛盾だらけです。しかも、採用試験を受け続けているので、臨時教職員自らが名前を公表してそれらの矛盾を堂々と主張できない²¹というもどかしさがあります。

私たちは臨時教職員問題の解決なくして、教職員の労働条件の改善も、子どもたちの教育条件整備もないとの考えから、臨時教職員の声をもとに、臨時教職員の待遇改善や教員採用制度の改善に取り組んできました。

今、私たちは弘前大学教育学部の教員や県内の様々な団体といっしょに「教員採用制度と臨時教職員制度の改善を求める青森県民の会」（略称：求める会）を結成し、教員採用制度と臨時教職員制度の改善を求める署名や県教委との交渉などに取り組んでいます。

みんなが力をあわせれば大きな力に

教職員組合は「要求で団結」を合い言葉に、一人ひとりの思想や信条を超えて、「安心して働きたい」「子どもたちにもっといい教育をしたい」という願いを実現してきました。

「大きな力に勝てる訳がない」「私が我慢さえすれば…」と思うかもしれませんが、確かに私たち一人ひとりの力は弱いものです。しかし、みんなが力を合わせれば、きっと現状を変えていくことができます。

²¹ 名前を公表して堂々と主張できない：臨時教職員の問題は、不利益を被っている臨時教職員自身が主張すれば解決できるものが少なくありません。しかし現実には、臨時教職員自身が声をあげれば、採用試験や任用継続で不利な扱いを受ける可能性があります。組合を通して問題を解決していくことが必要です。

あなたも青森高教組へ！

たくさんの仲間が支えてくれます

高教組には同じ夢を持ち、同じ悩みを語り合える仲間がたくさんいます。ぜひあなたも高教組の仲間に加わりませんか？

高教組に加入すると…

「虎の穴」参加者からのメール

- 臨時教職員の組合費は月1000円です（組合費の中に「りんぎょう共済」の掛金200円を含みます）。
- 学習会や会議などに自由に参加できます。参加する場合は交通費等が支給されます。
- 組合員に限り、医療共済などの全教共済にも加入できます。
- 困った時にはいつでも相談することができます。

「虎の穴」合宿では勉強になりました。特に「集団討論」では、ほんの少し自分に自信を持つことができました。教授についてのたくさんの情報を得ることができ、同じ目標を持った仲間がいて、一緒に考え、学び、刺激しあってとても有意義な時を過ごしました。こういう場を作っていただいて、本当にありがとうございます。

加 入 届

青森県高等学校・障害児学校
教職員組合 執行委員長 殿

私は貴組合の趣旨に賛同し、加入いたします。

年 月 日

勤務校			
ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日 (満 才)	男 女	
職名		教科 (免許)	
現住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			



青森県高等学校・障害児学校教職員組合

TEL 017-734-7287 FAX017-775-4221
ホームページ <http://www.geocities.jp/aokokyoso/>
E-mail aokokyos@olive.ocn.ne.jp